

香美市教育委員会定例会会議録

(令和2年12月23日)

招集年月日 令和2年12月16日(水)
招集場所 香美市本庁舎 3階 会議室2
会議の日時 令和2年12月23日(水) 午前9時00分
出席者 時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 小松 清貴
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課学校教育班主監	明石 芳文
生涯学習振興課文化班	依光 伸枝
生涯学習振興課中央公民館	依光 隆司
教育振興課学校教育班	平野 エリ

職務のための会議出席者

会議録署名委員

宮地委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 おはようございます。それでは、ただ今から、令和2年12月教育委員会定例会を開催させていただきます。本日は全員出席で、本日の議事録署名委員は、宮地委員さん、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

まず、前会議事録の承認ということですが、いかがでしょうか。

では承認ということで、よろしくお願ひいたします。

今日は、午後の研修に繋ぐことになっていますので、一日日程ですけど、どうぞよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、早速議事のほうに入りたいと思います。

今日は追加議案がありますので、全部で10号までです。

それでは、議案第1号、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、よろしくお願ひします。

議案第1号「香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 説明いただきましたが、ご質問等はございますか。

浜田委員 今まで、値上げを見送ったところもあるのでやむを得ないという部分もあるんですけど、2つ質問します。1つは、どういう議論があって、この金額を定めたかということ。2つめは、詩とメルヘン絵本館に関しては、多分当初から小学生未満は無料にしてきたんですよね、アンパンマンミュージアムは取っていただけども。それぞれの目的があってそうしてきたんだと思うんです。今回アンパンミュージアムに合わせた形にするということは、一定施設の目的を改変する、単に金額、使用料だけの問題ではなくて、その辺の議論はきちんとされているのかというところなんです。以上の2点をお願いします。

教育長 1つは金額の根拠のことと、もう1つは詩とメルヘン絵本館の幼児が無料だったということですね。

事務局 料金の設定につきましては、正直なところ、常々財政課当局のほうからも、指定管理料と入館料のほうに乖離が見られるっていうところが、この別添の資料のほうに付けらせてもらっているところを指摘を受けておりまして、本来だったら、入館料で指定管理を行ってほしいという気持ちが財政当局のほうには

あります。ただ、なかなかそれだけを言っても、入館者の皆様にご理解を得られることが難しいと感じておりましたので、財団のほうとも協議をしながら、様々なパターン、例えば100円、200円、50円とかいろんな方向で協議をした結果、今回の入館料の見直しについては、妥当ではないかというような話がなされました。

この金額で近年の入館料の見直しを図ったとしても、実は赤字が出てくるのは間違いがないです。しかしながら、これ以上の見直しを図るということは、現時点のコロナ禍の影響もありますので、困難ではないかというような結論になりまして、この金額設定にさせていただきました。

今のところ別館開館以降、入館料の見直しも図ってないところもありまして、これ以上見送るのは、なかなか困難な状態ではないかという、今回もう本当に苦しいところではありますが、見直しをさせてもらった経過がございます。

また、詩とメルヘン絵本館のほうにつきましても、実はこれはミュージアム側からの提案があつて、この経過に至ったところがあるんですけども、アンパンミュージアムと詩とメルヘン絵本館のところの金額の設定が違うというところで、なかなか事務的なところが煩雑になりやすいというご提案がありました。

また、詩とメルヘン絵本館だけに入館される方っていうのを見てみると、年間大体10人程度だったんです。その他の方は、皆さんが共通券を持って、アンパンミュージアムと詩とメルヘン絵本館の両方に入場するというようなこともありましたので、今回の見直しに決断に至った経過がございます。

教育長 この指定管理料と入館料の乖離ということが、随分入館者が減ってきたということで、課題になって今に至っているということです。もう仕方がないかなというところまで出てきたんですけど、いかがでしょうか。

浜田委員 もう1ついいですか。
ずっと入館者が減ってるということは、別のところに、神戸とか、横浜とか、定期的には一致しているんですかね。

事務局 はい。一致しております。
そこも毎年のように財団さんとも協議をする中で、そこがもう顕著に表れているところです。県外にアンパンミュージアムというアミューズメント施設、まあミュージアムと銘打ったアミューズメント施設が出来たことによって、この四国内に流れてくるお客様の動向が減っているのが間違いはないです。ただ、やなせたかし記念館というところは、やはり先生の思いの詰まった、大人も子どもも楽しめる美術館として定着しておりますので、そういった方向性はこれからも

引き続き、先生の遺志を継いだ美術館であることを目指して、運営をしていくような方針です。

宮地委員 入館料で指定管理料を全部ペイするってなかなか難しい。今まで1回もそれを、赤字ですよ、一度も黒字になったこと無いんですよ。

事務局 実はですね、議案1—2の資料のほうには、入館料と指定管理料の差額というところで表を作らせてもらってるんですけども、本当にこの近年、2016年度以降ぐらいが三角、マイナス部分になってはきています。それまでは何とかかんとか、ただ、この指定管理料プラスですよ、施設の改修面であったりっていうのは、定期的に2、3年に1回とか何千万円か投入をして、改修工事も行っておりますので、勿論そこを考えたら、この2009年度以降も全くの黒字かと言うとそうではございません。

浜田委員 もう1つ、やはりこう段々減ってくると、それぞれ競争は仕方ないことですが、本家本元としての幅広い客層を取り込む部分で、特別展とかいろんなイベントをお金が無い中でやらないといかんと思うんですけど、そういうことはやはり財団のほうも考えて、いろいろこうやられているんですかね。

事務局 そうです。財団さんが主催する展覧会っていう企画展の中は、もちろん香美市の美術館としての企画展もございますが、財団さんが公益財団法人として企画する展覧会のほうもございますので、まあ原資が別になってくるんです。そこは財団さんのほうの収益のほうで、かなりの部分を賄ってくれています。で、本来だったら、香美市立の美術館なので、こちらのほうも企画展の予算っていうのを計上せざるを得ない、計上するべきところなんですけど、本当に年間50万円とか凄い少ない金額で企画展を運営していただいております。

教育長 神戸・福岡のほうにミュージアム、アンパンマンの施設が出来た辺りから、こちらの入館者がガクッって減ったというのが大きいですね。そんな流れがあったりするものですから。

宮地委員 実は一月ぐらい前に、岡山市の孫の家の近所の人と話をしたんです。そうすると、ちょうどちが高知から来てるのを知ったもんですから、いや、アンパンマンミュージアムの近くですかって、そんな話があったんですよ。で、ついでにその神戸ですかね、あそこもアンパンマンミュージアムですから、ちょうど高知へ行く時間と神戸へ行く時間がちょうど同じぐらいの時間ですからっていう話

もしていました。

それともう一つは、やっぱり人の流れってというのが、どうしても向こうのほうへ行くので、だからそれは、さっき依光さん言われたように、アミューズメント、いわゆるそっちのアミューズのほうがあるので行く。ところが、ここのアンパンマンミュージアムはですね、非常に老舗ですから、真面目です、真面目で直線的な経営をしていますのでね、そこをどう折り合いをつけるか。これはもう、いわゆる公益財団法人としてのあり方になってくると思いますから、ちょっとこれとは違うわけですけど、そういうやっぱり企業努力がまだまだ要るなど、そういった努力は今後していく必要があるんじゃないか。例えば私、近所の岡山の人と話した時、例えば蒸気機関車を走らせたらかどうかとか、広いグラウンドがあるでしょう。

西委員 広場にね。

宮地委員 だから、本物の小さな蒸気機関車走らせてみるとか、そういうやはりいろんなことをやってみると嬉しいですねと話をしたんです。だから、これはまた財団のほうにちょっと話をしておかないといかんなあと思ってますけど。いずれにしても、やはり黒字化に向けて全体が動いていくような形にしていかなければならぬと思います。人が来ないことになるといきませんのでね、人が来るような手立て、邪道かもしれませんが、ちょっと別の方向からもやってみるとかね。

浜田委員 神戸は、アンパンマンミュージアムだけでなくその周辺も、もう凄いい、レストラン街とかいろんなものを、お土産店とかあるところなので、海辺の横でまた、なかなかそういう環境にはついては行けないだろうけども、やっぱり一定の本家本元、なんかそういう原理原則やないけど、そういうところを売り出すような形で、ちょっと他との差別化を図れたらなという思いだけです。

事務局 もちろん香北のほうも観光資源もたくさんありますし、隣のホテルであるとか、いろんなところとまた連携しながら、季節に応じた企画のほうも打ち出していきたいような話もさせていただきたいと思います。

教育長 ミュージアムの施設で、落ち着いた雰囲気でもいいのですが、やっぱり小さい子どもが何回もやってきたくなるような工夫というのは、今後は必要だと思うので、そういうふうな方向もまたミュージアムのほうにもお願いするようなことにして、ということで、この内容については承認でよろしいですか。じゃあ、承認ということで、よろしくをお願いします。

- 宮地委員 結局人やからね、全て人やから、結局はアンパンマンミュージアムだけの問題じゃないです。総合的にどうやったら人が来てくれるかということを考えていかないといけないということです。
- 教育長 そうしましたら、議案第2号、香美市文化財補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について、お願いします。
- 議案第2号「香美市文化財補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」
- 事務局 (議案説明)
- 浜田委員 補助率2分の1だったのを限度額を設けたという、その辺の経緯というか、予算的なこともあるんだろうけど、1つは200万円と明記された分と、予算の範囲内と明記された部分があるけれど、今まで予算の範囲内で収まっていたのか、超えていたのかということがあります。まあ、ぎりぎりやったのかもしれないけれども、その辺の経緯を、教えてください。
- 事務局 こちらのほうもやはり財政当局との予算計上の折の話し合いになるんですけども、市の指定する文化財の老朽化とか経年劣化とかによって、文化財を直したいと、原状復旧したいという申し出があった場合に、例えばそれが総事業費が1,000万円でも2,000万円でも3,000万円でも2分の1になった場合に、なかなかその半分の補助率っていうところが、財政上厳しくなりますよねっていうところを財政当局のほうから指摘を受けていることが現状です。なので、そこを一度の工事で終わらせるのではなく、何年かに渡って違う項目で補助をすることかかっていうところも考えないといけないし、この補助率で200万円とかいう上限を設けてもらわないと、どんどん総事業費が膨れ上がりますよねっていうところの話があって、今回こういうふうな限度額を設けさせてもらったのが実情になっております。
- 今までの過去の経過で行くと、一番大きかったのが恐らく、何年か前の台風で被害があった香北町の川上様のところが、何百万、800万円ぐらいだったと思うんですけど、そこは県の指定もありますので、県の補助ももらいながらの修繕だったんです。他の今後、市指定だけになってくると、2分の1っていうところの上限を設けないと、財政上なかなかの負担があるというところで、このような上限を設けらせてもらった経過がございます。

- 浜田委員 2分の1以内というのは前からありますか。
- 事務局 そこはありました。ただ、総事業費の項目が無かったので、今回改めて設けたところですよ。
- 浜田委員 こうした場合に、前年にいろいろ申し出があったときの予算を積み上げていくのではないですか。
- 教育長 補助の限度額を決めたために、できなくなる分野のことは無いんですよ。
- 事務局 実際、八王子さんのほうからも、今回石づきって言いますかね、石積みの修繕をお願いしたいっていう話もあったんですけども、そこも出来る限り予算の範囲内というところで、やり方とか手法のほうを交渉しながら、こんな方法だったら行けるんじゃないかと、協議もしながらやっていますので、全く修繕が出来なくなるっていうような状況でもありません。もしどうしても必要な時には、もちろん財政当局のほうとも協議もさせてもらいたいとは思っております。事務局としても、守っていかないといけない文化財だというのは認識しております。
- 小松委員 限度額が確定すると、地元とかの自己負担の関係で文化財の保存が厳しくなるというのが、できやしないのかという気はします。例えばこの八王子と一緒に文化財の関係で、視察予定だった物部町の岡ノ内の茅葺きの地蔵堂ですが、茅葺き職人は高知県に1人しかおられませんので、見積りで六百何十万とか確かに聞いています。それで、2分の1ですと300万円ちょっと必要ということで、当然この補助金の限度額から超えるわけですよ。檀家とか氏子とかそういうのがあればいいんですけど、そこはそういうものもなかったですし、結局いろんな諸事情があってそこは断念をしたんですけどね。まあやはり、補助限度額が決まると、文化財の保存が危うくなるということもやはりあると思うんです。そこら辺は、今後ケースバイケースで検討をしてほしいなと思いますね。
- 浜田委員 その意見に合わせて、例えば重要度、国、県、市となっているわけですよ、それが一律の考え方、例えば国の指定のものであれば(補助金が)、けれどあまり、実際は国から出ることはないですよ、県からも出ることはないですよ。そうすると、そこにある市町村、自治体がやらなくてはならないという形になるわけ

ですよね。国からの指定の場合はどうなるんですか。文化庁とかがやってくれるんですか。

事務局 国のほうは、補助率のほうが2分の1の補助率で補助金のほうを申請することができますので、もちろん国指定の文化財の場合であれば、申請して…

浜田委員 そしたら県の場合は県から補助がありますか

事務局 そうです。

浜田委員 それで、残りが市の補助金の対象ですか。

事務局 そうです。

浜田委員 国が2分の1を持って、更にその2分の1を地元が持つという形になるんでしょうかね。

事務局 地元が、そうです。

浜田委員 その場合に先ほど言われたように、国とかがやる場合は相当あると思いますが、そうすると補助率が最大75%になるんですかね、それでいいですか。

事務局 そうですね。
(国指定は、国、市合わせて補助率75%であるが、県指定の場合は、県1/3、市1/3、地元負担1/3が正しい。)

浜田委員 それでは、あとの25%…

事務局 地元負担で。

浜田委員 地元負担は、なかなかできない場合もあると思うんです。個人の家とかいろいろな場合。そういう場合はどうされるんですか。

事務局 もう手段が無いです。

浜田委員 手段が無いと言うと。

- 事務局 あくまでも補助要綱のほうで定められている個人負担分については、個人の方なり地元の方なりで負担していただくしか、我々のほうも補助出す術が無いのです。
- 浜田委員 それでは、出来ないという形になりますか。
- 事務局 原資がなければ、もう難しいと考えております。そこまでの、おそらく財政的な余力が香美市のほうにも無いかと。今後の話にはなってくるんですけども、そういった文化財のほうをデータベース化して、アーカイブとして残していくところも、我々の課題になってくるのではないかと考えています。
- 西委員 1つだけいいですか。その市が指定している文化財っていうのは、今幾つぐらい香美市に残っていますか。
- 事務局 市の指定文化財が47ございます、香美市内に。あとは無形文化財の踊りとか、川上様の、そういったものが4つあるような状況です。国の指定も6、国登録の文化財が14、県指定も13というこれだけある中で、恐らく全ての文化財において定期的な修復とかがかかってくると思うんですが、そういったところもあれば、なかなか予算に限界があるっていうのも、現状香美市の財政力のほうでは継続して、従来のような支援をしていくっていうのが難しいところもありまして、今回このような限度額を設けらせてもらった次第ではあります。
- 教育長 修繕が必要なことが結構あったりするので、直せなくなったら本当に困るというのはあるんですけど、まあこの形で、なんとかほとんど当てはまるかもしれないけれど、ちょっと苦しいところが出てくるのですが。
- 教育長 それでは、いかがでしょうか。承認ということによろしいですか。では承認いたします。
- 事務局 さっきの浜田委員さんがおっしゃってた地元の方達がお金を工面することができないとかっていう場合とかは、この前も神通寺かどっかの神社のほうで、クラウドファンディングなり、地元有志がなんかそういった寄付金募ってとかっていう手法もあったと思うので、もしそういった場合になったら、手法のほうとかは、こんな法もありますよというようなアドバイスはすることが出来るかなと思ったんですけど、なかなか、済みません。ありがとうございました。

宮地委員 それが全部この町で出来たら一番いいですけど、そうはいかんもんね。

浜田委員 まあ、個人の財産という部分もありますし。

宮地委員 難しいですね。

教育長 では、議案第3号のほうに移ります。香美市子ども見守りカメラ管理規程の制定について、よろしくをお願いします。

議案第3号「香美市子ども見守りカメラ管理規程の制定について」

事務局 (議案説明)

浜田委員 2点質問があります。1点は書式の問題で、やっぱり提案理由というのは、規程を議題に載せるだけでなく、規程にはいつも目的があるので、きちんとそれを明記した形に整えてください。口頭ではなく。

それからもう一点、補助金のことで子ども見守りカメラという形になっているんだと思いますが、市中にはもうカメラは(たくさん)あるわけで、それでプライバシーということになれば、別に子どもだけではないわけですよね。まあ、補助金との兼ね合いがあるからこのような規程になっているんですけど、本来でしたら子どもだけでなく、大人に関してもどうなんだと言われたら時どう反論するのかなあという思いがします。それから、アンパンマンミュージアムとか美術館の関係の辺りは、カメラは無いのですか。

事務局 カメラは、館内にはありますけど館外のほうは設置されてないです。

浜田委員 いや、プライバシーから言うと館外、館内であろうが関係がないのではないかと、人は映ることには間違いない。

事務局 防犯上があくまでも目的、作品を守るためのものになってきますので、そこはプライバシーではないような気がしました。

浜田委員 まあそれは、写真を使うということに関しては、館内であろうが館外であろうが同じことなので、そこら辺の整合性はどうなのかなあと思います。行政がするので、行政が作ったものに関しては、こういう規程をずっと作らないといけないの

かなあと思うけど、カメラは他にも一杯あるのにね、だからまあ、そこら辺の整合性をどうするかです。

事務局

お答えいたします。

まず、1点目の提案理由の記載の抜かりがございました。大変申し訳ございません。自分のほうから教育委員会の事務局に提出した際に、提案理由を書く欄があるのを見抜かってまして、これだけをデータ化して送ってしまいました。で、口頭の説明ということで、大変不手際がありまして申し訳ございません。次回提案がある場合は、記載するようにいたしますので。

それから、子どもの先ほどのカメラ、子どもが限定されるということをご頂戴しましたが、県の大きな要綱がありまして、カメラの補助金自体は、この防犯カメラと子どもカメラというか、設置場所についてタイトルが違っているように思います。読み上げますと、補助事業自体は県の要綱にあるのですが、県内において新たに防犯カメラを設置する場合、次の要件に該当するものとして、1番に防犯街頭カメラ、この場合は、街頭の犯罪の発生を抑止する目的で、特定の場所に継続的に設置するカメラであって、撮影された画像のうち、道路・公園等、不特定多数のものが利用する場所、まあ公共空間ですね、この画像の面積が概ね2分の1であるものは、防犯カメラという名前でこの規程を多分作ると思うんです。

で、うちの場合は、なぜ子ども見守りカメラという名前にしたかと申しますと、子どもの通学路、遊び場所等における安全の確保をする目的で、特定の場所に継続的に設置するカメラであって、公共空間を撮影するものという形で、県のほうがうちの公民館の場合は、面積が道路もありますけども、主は通学路だからこちらの規程を定めなさいという指示で、子ども見守りカメラ管理規程という形で指示があったと解釈をしております。

カメラ自体は一緒なんですけど、場所によって規程の名前が、防犯街灯カメラなのか、子ども見守りカメラなのかというのが県の判断で、どちらかの名前に決めなさいと、指示かなと思っております。

浜田委員

そうすると、主は、中央公民館へ入るところではなくて、学校へ行く途中の通学路ということですか。

事務局

も含めて、360度ぐるりとかカメラがありますので、幅広く映るという形になって、県が現地を設置前にも見た結果、どっちのジャンルに当たるのかという指示があって、それで、うちは通学路にも該当するので、こっちの規程を定めなさいというようなことです。

教育長 学校の校門のところに順番に付けていっているじゃないですか、あれの規程はまた別なわけですか。警察のほうと一緒に付けていってくれてる分というのとは。

事務局 あれと一緒に思ってます。

教育長 公民館に付けたら公民館、体育館に付けたら体育館みたいな感じになるわけですが、この規程そのものが。

浜田委員 けれど規程は初めてやないですか。あまり見たことがなかったので。

小松委員 ちょっと元へ戻って構いませんか。この要望があったというのは、中央公民館から要望があったわけですか。

黍原課長 これオフレコで、通用口の関係です。出入り口のほうに付けるやったら、これも財政のほうから補助金もらえるのを探してこいということで、むこせ薬局の向かいのところになるので、あそこは子どもさんも通りますのでということで、今のような形になっています。

教育長 公民館のほうの入り口については、南側の通用口みたいなところを開放したので、非常に便利になっていて、市民の皆さんには凄く喜ばれる形になっているし、そこの防犯も見守りのカメラということで、これ自体とてもいいと思います。

宮地委員 3年ぐらい前でしたかね、これ議論しましたよね。

教育長 そう、そう。

宮地委員 南側に行けないのです。行けないとはどういうことかと、議論がありましたね。たしか佐々木館長の時やったですかね。

小松委員 僕はやっぱり事務室で、モニターでそこは見るようにしたほうが良いと思う。

事務局 多分ねえ、恐ろしくお金が要る可能性があるのです。それでまあ、苦肉の策ですけども、記録媒体でずっと記録していく形の防犯カメラという、今回至ったということです。

- 宮地委員 でも窓から見えますからね。見えますもんね。
- 事務局 近頃、僕の知り合いが言うたら、いながら後ろから戸を叩いて「オイ、オイ」言うて、ぎっちり知り合いの人が、後ろから声を掛ける、丸見えなんで。
- 教育長 公民館のほうの見守りカメラということにつきましては、このデータの保管とか廃棄とか、データを見る場合とかいうのがあるので、ここの規程の制定というのは、もうこれでご意見他に無ければいいとは思いますが、ちょっと他の施設のことがよく分からないままですけど。
- 浜田委員 やはり、本来言ったら整合性が無いと規程というのは、要はそれなりに住民なんかを制御することがあるので、それがバラバラとかいうことやったら、本来苦肉の策なので、お金が無いのは分かっていますから、別にその辺は言わないんですけど、ちょっと違和感は感じます。それはやったほうが良いと思います。
- 事務局 そうですね、ここはもうあっさり言うたら必要に迫られて、もうこれを定めなければ、実績として認められないというのがあって、定めたというのが正直なところですよ。
- 教育長 では、このことにつきましてはいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、議案第3号につきましては、承認ということで進めたいと思います。
- そうしましたら、議案第4号、通学区域（校区）外通学について、よろしく願いいたします。
- 議案第4号「通学区域（校区）外通学について」
- （議案第4号は、非公開案件審議）
- 教育長 次いで、議案第5号に移りたいと思います。議案第5号は、香美市立新図書館建設工事（建築）請負契約の締結についてということです。よろしく願いします。
- 議案第5号「香美市立新図書館建設工事（建築）請負契約の締結について」

事務局 (議案説明)

浜田委員 これは議案になるわけですか。例えば図書館で入札をやるということは、施工するということは議案として上げてますよね。それで入札しましたと、その範囲内で、入札結果ですよね、当然契約も進むわけですけど、その場合、その都度こう議案やなくて、報告でいいと思いますがどうですか。

秋月教育次長 契約金額が大きいと、議会の議決を得ないといけないので、教育委員会の承認を得て、議会の議決が必要です。

浜田委員 その施工の範囲内で、予算の多分やっていると思うので、別段こういう結果でいたい、結果でいいんじゃないかなと思っただけです。

事務局 実はその、今現在が仮契約時点になっておりまして、今度1月12日の議会の定例会のほうで今回の議案を提出して、議会の承認を得た上で本契約のほうに行く流れになっております。その為に今回提出させていただきました。

浜田委員 分かりました。

教育長 では、承認ということで。
それでは、議案第6号、香美市通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について、よろしく願いいたします。

議案第6号「香美市通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 詳しい説明がありましたけど、事情はこういうことですがよろしいですか。では、承認ということでお願いします。

次いで、議案第7号、通学区域(校区)外通学について、お願いいたします。

議案第7・8号「通学区域(校区)外通学について」

事務局 (議案第7・8号は、非公開案件審議)

そうしましたら、議案第9号、区域外就学について、よろしく申し上げます。

議案第9・10号「区域外就学について」

(議案第9・10号は、非公開案件審議)

教育長 議案につきましては、以上で終わります。

(閉会時刻：午前10時7分)